

社会福祉法人大迫桐寿会役員及び評議員等の旅費に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、職務のために旅行した役員及び評議員等に対して支給する旅費及び費用弁償について定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 役員及び評議員等が職務のために旅行した場合には、社会福祉法人大迫桐寿会旅費規程を準用し、旅費を支給す。ただし、宿泊を伴わない旅行にかかる日当は、同規程第8条の規定にかかわらず、次の各号に規定する定額を支給する。

- (1) 県内旅行 1,600円
- (2) 県外旅行 2,000円

(費用弁償の支給)

第3条 役員及び評議員等の費用弁償は、日額6,000円とする。

- 2 費用弁償は、次の場合にその適用を除外する。
法人職員であって、法人役員を兼務する者については、第1項の適用を除外する。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成元年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年1月30日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年1月14日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年1月1日から施行する。

社会福祉法人大迫桐寿会役員及び評議員等の旅費に関する規程細則

1. 総 則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人大迫桐寿会役員及び評議員等の旅費に関する規程（以下「役員旅費規程」という。）を実施するために必要な事項について定めるものとする。

2. 「役員旅費規程第3条に定める費用弁償の金額に関する細則」

(費用弁償の算定基準)

第1条 役員旅費規程第3条に定める費用弁償額は、次のとおりとする。

- ① 給与規程第6条第1項に定める5等級1号級の時間当たり単価（23日×8時間で除した数）に4時間（一般的用務時間）を乗じて得た数を千円未満四捨五入した額とする。

第2条 理事・監事及び評議員に対して、費用弁償を支給することによって報酬は支給しない。

第3条 費用弁償は、現金（税引き後）とし、用務の都度同日に支給するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年6月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年12月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年1月1日から施行する。